

湖南省再生可能エネルギー発電
による農山村活性化計画

平成28年2月

湖 南 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

(1) 本市の農林漁業の現状

平成22年(2010年)時点で、本市では27,859人(分類不能の産業を含む。)が就業しており、第1次産業が1.2%、第2次産業が42.8%、第3次産業が51.0%を占めています。平成2年(1990年)時点と比べると、第1次産業および第2次産業の割合が減少する一方、第3次産業の割合が増加しています。第1次産業の就業者の割合は平成2年時点の2.0%から減少を続けており、平成22年時点でも、県(2.8%)、国(4.2%)と比べて就業者が少なく、農業販売額は米価の低下も相まってわずか4億9千万円と、第1次産業は衰退の一途をたどっています。

農業については、平成22年(2010年)時点で耕地総面積は391ha、総農家数は579戸となり、ここ20年間でそれぞれ半減しています。販売農家数も減少傾向が続いており、農業経営は多角化が進まず、ほぼ稲作の単一経営です。農家一戸当たり経営耕作面積は60~70aで推移しており、農産物販売収入も76%が100万円未満です。さらに、農業従事者の高齢化も顕著で、農業就業人口の平均は67.8歳であり、後継者不足・担い手不足が深刻です。また、耕作放棄地も21ha(耕地面積比3.0%)で増え続けています。しかし、一部では、集落営農組織や大規模個別経営体により、農地の利用集積が進みつつあります。

林業については、平成25年(2010年)時点で林野面積は3,659haで市の面積の52%を占めるものの、18の経営体により1,018haが経営されているに過ぎず、高齢化や労働力の減少、木材価格の低下から生産活動が停滞し、十分な管理ができていない所も見受けられます。

漁業については、平成22年(2010年)時点で経営体はありません。

(2) 再生可能エネルギー発電による農山村活性化の方針

農業・林業が衰退する一方、農地・森林は、広々とした田園風景、私たちに安らぎを与える里山風景など、本市の景観を形成する大切な要素であり、農地には遊水地の機能、森林には二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、水源涵養や保水力による防災面での寄与など、国土保全の効用が大きいです。

農山村の土地利用は、まず、農地では農業、森林では林業と、土地本来の利用目的による利用を優先します。農地では耕作放棄地など生産性の低い土地を再生可能エネルギーの利用対象にし、林地では採算性の低い土地を利用対象にします。

また、土地利用だけでなく、農業残さや未利用木材などのバイオマスは、再生可能エネルギー発電の原料として有用です。

発電設備の整備においては、環境への負荷、景観への影響を考慮するとともに、併せて、地元地域への資金提供や、農林業の直売所や加工施設、水路や電気柵などの関連施設の整備を通じて、農林業振興および農山村の環境改善の一助となるよう努めます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	湖南省下田雷古24番ほか21筆 (別紙参照)	48,156.3 m ²	太陽光発電設備の整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	太陽光発電	1,990kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域および当該確保に関する事項
A	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
発電設備の整備に併せて、設備整備者の直営または地元地域への資金提供による、農林業の直売所や加工施設の建設または運営、道路や水路や電気柵などの関連施設の整備、農林業機材・資材の購入を通じて、農林業振興および農山村の振興を支援します。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

<p>発電事業者は、環境の保全と創造に関する社会的責任を認識して、その事業活動に伴う周辺環境への支障を防止し、環境への負荷の低減に努めます。</p> <p>また、資源及びエネルギーの消費を抑制し、これらの循環的利用を図ること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざします。</p>
--

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

<p>本市は、豊かな自然、歴史・文化資源、広々とした田園景観、ぬくもりを感じさせる集落景観などの多様な景観資源に恵まれています。</p> <p>市民及び発電事業者は、自らも景観形成の主体であることを認識し、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うとともに、自主的、かつ、積極的に景観形成に寄与するよう努めます。</p>
--

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

発電事業者が地域の農林業の健全な発展に資する取組を行いながら、再生可能エネルギーによる発電事業を適切に実施することを目標にします。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、発電事業者は本市に対し毎年度6か月に一度、認定設備整備計画の実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を報告することとします。もし、目標が達成されない場合は、本市は達成に向けて必要な是正措置を講じます。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または廃止する場合は、発電事業者が直ちに発電設備の撤去および土地の原状回復(更地にして地権者に返還する)の義務を負い、設備撤去および原状回復に係る費用の全額を負担します。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、設備撤去・原状回復されない場合の損害賠償や土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約等に含まれているか、さらに、撤去費用の積み立てについて取り決めがなされているかを確認します。

9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、設備撤去時の契約を確認します。また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備計画の実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付します。

(3) 区域外の関係者との連携

本市と発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組みます。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮して基本計画を見直します。

別紙

計画区域地番一覧表

番号	地番	登記地目	面積(m ²)
1	湖南省下田雷古 24	畑	4,556.0
2	湖南省下田雷古 30	畑	32,849.0
3	湖南省下田雷古 36-2	畑	221.0
4	湖南省下田雷古 73-1	畑	876.0
5	湖南省下田雷古 73-2	山林	406.0
6	湖南省下田雷古 73-3	畑	188.0
7	湖南省下田雷古 74-2	山林	290.0
8	湖南省下田雷古 91-2	山林	459.0
9	湖南省下田雷古 109	ため池	145.0
10	湖南省下田雷古 113-1	山林	793.0
11	湖南省下田雷古 113-2	山林	989.0
12	湖南省下田雷古 113-3	山林	145.0
13	湖南省下田雷古 113-6	山林	828.0
14	湖南省下田雷古 114-1	山林	85.0
15	湖南省下田雷古 115-1	山林	3.3
16	湖南省下田雷古 126	山林	3,497.0
17	湖南省下田雷古 127	山林	796.0
18	湖南省下田雷古 127-1	畑	327.0
19	湖南省下田雷古 128	畑	89.0
20	湖南省下田雷古 129	畑	218.0
21	湖南省下田雷古 130	山林	274.0
22	湖南省下田雷古 131	山林	122.0

